

介護サービスの利用者負担を軽減する制度



介護保険のサービスを利用する際に、その費用負担を少なくするための制度（軽減措置）があります。今回は、その中から4つをご紹介します。

制度の対象となる方は、ぜひご利用ください。

利用者負担が高額になる時は後日払い戻し

1か月の利用者負担が一定の上限額（表1）を超える場合、町に申請すると、高額介護（介護予防）サービス費が払い戻されます。対象となる負担額は介護（介護予防）サービス・施設サービス（部屋代、食費を除く）・地域密着型（介護予防）サービスの利用にかかると自己負担分です。福祉用具購入・

部屋代・食費負担の軽減制度（施設利用の負担限度額）

住宅改修における自己負担分は除きます。

利用者負担段階第1段階～第3段階（世帯全員が住民税非課税の世帯員）の方は、施設サービスなど利用時の部屋代・食費が軽減されます（詳しくは、「広報ひの8月号」をご覧ください）。また、平成17年度税制改正の影響により利用者負担段階第4段階（利用者が非課税で、世帯員の誰かが課税）に該当する方のうち、一定の条件に該当する方は、第3段階と同様の軽減を受けることができます。

利用者負担段階第4段階の方の特例（特例減額措置）

利用者負担第4段階の方は、原則と

して部屋代や食費の負担が軽減されません。しかし、高齢夫婦世帯などにおいて、夫婦どちらかが施設に入所し、食費・部屋代を負担した結果、在宅で生活している配偶者などが生計困難に陥らないよう、利用者負担段階を第3段階に変更する特例措置を受けることができます。ただし、特例措置を受けるには手続きが必要です（要件は表2のとおりです）。

介護保険サービス利用料の医療費控除

介護保険で利用しているサービスにかかる費用でも、医療系のサービスなどは、医療費控除の対象として認められるものがあります。

サービス提供事業者から「医療費控除の対象となる金額」が記載された領収書をもらい、一定額を超える方は、税務署へ確定申告に行ってください。

住民税の変更があった方は、「ご確認ください」

各種の軽減制度を受けていただく際に判定の基準となる利用者負担段階の決定は、前年の収入などに基づいて決定される住民税（町・県民税）の課税状況により行います。

所得税の確定申告などにより、収入額が変更したり、住民税が当初決定額から変更があった場合（世帯員の変更を含む）、年度の途中でも、利用者負担段階の変更により保険料の変更や軽減制度を受けられる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

◆問い合わせ先

介護支援課 介護支援担当
☎ 6501 有線 7788

表1 1か月の利用者負担の上限額

利用者負担段階区分	上限額 (世帯合計)
下記以外の一般世帯	37,200円
世帯全員が住民税非課税	24,600円
・合計所得金額および課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方 ・住民税非課税世帯で高齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
生活保護の受給者	15,000円
・利用負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円

表2 特例軽減措置

対象者の要件	備考
①その属する世帯の構成員の数が2人以上であること	※左の要件の③に該当しなくなるまで、食費もしくは部屋代またはその両方について、利用者負担第3段階の負担限度額を適用します。
②世帯員が、介護保険施設に入り、利用者負担第4段階の食費・部屋代の負担を行っていること	
③世帯の年間収入から、施設の利用者負担（1割負担、食費、部屋代）を除いた額が80万円以下であること	
④世帯の預貯金等の額が450万円以下であること（預貯金のほか、有価証券、債券等も含む）	
⑤日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと	
⑥介護保険料を滞納していないこと	

※特例減額措置を受けるためには要件①から⑥までをすべて満たすことが必要となります。